

総務文教常任委員会

平成19年12月11日

午前9時30分開会

於大口町役場第1委員会室

1. 協議事項

1. 議案第62号 大口町地域交通推進会議設置条例の一部改正について
2. 議案第63号 大口町手数料条例の一部改正について
3. 議案第71号 平成19年度大口町一般会計補正予算(第4号)(所管分)
4. 議案第73号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

2. 出席委員は次のとおりである。(8名)

委員長	吉田正輝	副委員長	柘植満
委員	田中一成	委員	岡孝夫
委員	鈴木喜博	委員	倉知敏美
委員	酒井久和	委員	宇野昌康

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員会条例第17条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	酒井 鎧	副町長	社本 一裕
教育長	井上 辰廣	政策調整室長 兼総務部長	森 進
政策調整室 参事兼 政策調整課長	大森 滋	総務部参事 兼情報課長	小島 幹久
会計室 会計管理者	前田 守文	教育部長	鈴木 宗幸
教育部参事	野田 敏秋	教育部参事兼 生涯学習課長	三輪 恒久
行政課長	近藤 孝文	企画財政課長	近藤 勝重
税務課長	松浦 文雄	生活課長	村田 貞俊
学校教育課長	江口 利光	学校教育課 主幹兼 派遣指導主事	田中 将弘

企画財政課長
補佐 松井宏之

税務課長補佐 櫻井敬章

学校教育課長
補佐 渡邊俊次

5. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 近藤 登

議会事務局長
次長 佐藤幹広

(午前 9時30分 開会)

○委員長(吉田正輝君) 皆さんおはようございます。

きょうは議題もたくさんあるようですし、中学校での食事会等も計画されているようですので、スピードを早目にやってくれという要望もありましたので、皆さんの意見もスピーディーに進めていただきたいと、そのように思っております。

きょうは早朝より総務文教常任委員会をお願いいたしましたところ、委員の皆さん方におかれましては全員御出席をいただきましてありがとうございます。また、行政からは町長を初め所管の方々の御出席をいただきましてありがとうございます。

きょうは12月6日の本会議におきまして当委員会に付託を受けました4議案を審査していただきますが、いずれも重要な案件ばかりでございますので、慎重に御審査をいただきますようお願いいたします。あいさつにかえさせていただきます。

町長。

○町長(酒井 鎧君) 改めまして、皆さんおはようございます。

師走に入りまして、大変御多用の中を、本日は総務文教常任委員会に吉田委員長さんを初め委員の皆様方には御多用の中を御出席を賜り、まことにありがとうございます。改めて厚く御礼を申し上げます。

本日の内容につきましては、先ほど御案内があったように4案件であります。大変重要な案件でありますので、よろしく御協議のほどお願い申し上げます。

また、その他事項として協議会で報告する事項もあります。よろしくお願いを申し上げ、ごあいさついたします。

○委員長(吉田正輝君) ありがとうございます。

それでは、会議に入らせていただきます。

本会議におきまして提案説明がありましたので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。

それでは、議案第62号 大口町地域交通推進会議設置条例の一部改正について、質疑に入ります。

(挙手する者あり)

○委員長(吉田正輝君) はい、田中委員。

○委員(田中一成君) 本会議でも説明がありましたけれども、第1条の改正、新旧対照表がございませぬけれども、今度は道路運送法に基づく云々というふうにあるわけですが、なぜこのように変わってきたのかということと、それから新旧対照表の中段にあります、「一般乗合旅客自動車運送

事業者」となっているのが、今度「一般旅客自動車運送事業者」ということで名前が変わっているのも御説明がいただきたいのと、団体の代表者が2名から4名、それから新たに運転手が組織する団体1名と変化をしているわけですが、それはなぜかということについて御説明がいただきたいと思います。

○委員長（吉田正輝君） 政策調整室参事。

○政策調整室参事兼政策調整課長（大森 滋君） まず地域公共交通会議としての位置づけをどうしてしたかという御質問ですが、平成18年の10月に道路運送法の一部が改正をされまして、その中で地域の多様なニーズに的確にこたえるということで、自治体と、それから例えば乗合バス事業者、住民、それからその他の関係者が地域の公共交通を検討すると。そこで決まったことについては、それを書類として国の方に出せば、非常に簡便な形で許認可がおろされるというようなことになったということで、それにあわせて今回改正をさせていただくということでもあります。

それから、「一般乗合旅客自動車運送業」から「一般旅客自動車運送業」へ条例の中での文言を変えた理由ですが、これまでの一般乗合旅客自動車運送業というのは、町内を運行する路線バス、これはかつての名鉄バスなんかも含めてですが、あるいは高速道路等を経由して走るバス、それからこの中には市町村の行うコミュニティーバスなんか含まれるということでもあります。さらに、新しく規定をさせていただいた「一般旅客自動車運送業」というのは、そこにタクシー事業者等も含まれてくるということでもあります。

それで、条例としては、今すぐにタクシーによるコミュニティーバスにかわる公共交通機関を検討するということではありませんけれども、条例としてはそういったものも含めて、いつでもそういった方もメンバーに入れられるようにということと考えておるという意味での改正であります。

それから、2名を4名にという改正ですが、これは今まで2名だったのは、一般乗合旅客事業者ということで2名、これはそういう事業者とその事業者の団体ということで2名だったんですけど、それプラス、先ほど申し上げましたタクシー事業者、あるいは団体も入れられるように用意をするということで2名から4名というふうに変えたものであります。

それから運転手が組織する団体1名ということですが、これにつきましては今回の道路運送法の改正に基づく地域公共交通会議としましては、そういう運転者の団体についてもメンバーとして入れなさいという指導がなされておりまして、それに基づいたものであります。以上です。

○委員長（吉田正輝君） ほかにございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（吉田正輝君） はい、倉知委員。

○委員（倉知敏美君） 早い話、17名から20名にふえるわけですね。公布の日から施行すると書いてありますが、大体いつごろ御予定されておりますか。

○委員長（吉田正輝君） 政策調整室参事。

○政策調整室参事兼政策調整課長（大森 滋君） 基本的に必要になるのはダイヤの改正とか、それから運賃の改正とか、そういった前に行くというのが必然性があるんですけども、それだけではなくて、この間のバスの運行状況等をお知らせして、いろいろ御提案をいただくという点では、例えば来年の、これはまだちょっと決めていませんけれども、1月、2月ぐらいに開催をさせていただいて、この間のバスの運行状況、利用状況等をお話しさせていただいて、御提案をいただくことも考えられるのかなあというふうに思っております。

（挙手する者あり）

○委員長（吉田正輝君） はい、倉知委員。

○委員（倉知敏美君） たしかこの委員さん、有償だったですね。地域交通推進会議の委員さん。

今、予算措置は多分やってないと思うんですけど、その時点で予算措置はされるわけですね。

○委員長（吉田正輝君） 政策調整室参事。

○政策調整室参事兼政策調整課長（大森 滋君） 予算的には、実質的にふえるのは多分メンバーとしては1人だろうと、運転手の組織する団体の代表だけだろうというふうに理解しておりますので、これについてはこれまでの予算の中でお支払いができるというふうに理解しております。

○委員長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（吉田正輝君） 質問もないようですので、議案第62号に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（吉田正輝君） 全員の賛成ですので、議案第62号 大口町地域交通推進会議設置条例の一部改正については、可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第63号 大口町手数料条例の一部改正について、質疑に入ります。

（挙手する者あり）

○委員長（吉田正輝君） 田中委員。

○委員（田中一成君） 受益者負担の考え方から、手帳の実費負担は1冊170円だけれども200円を徴収したいということで、近隣でも犬山や一宮市が有料化しているからという説明がございましたが、地方自治法227条の手数料の条項では、特定の者のためにするものにつき手数料を徴収することができるというふうになってありまして、単に印鑑簿に印鑑を登録する事務のみについて手数料を徴収すべきではないという、昭和28年の自治法を読みますと実例があるんですが、これに反するんじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

○委員長（吉田正輝君） 生活課長。

○生活課長（村田貞俊君） ただいま昭和28年の自治法に反するものではないかという御質問かと思ひ

ますけれども、まずこの印鑑登録証明制度については、特に法令等で決まったものはございません。そういった中で、本会議でもございましたように、昭和49年に印鑑登録事務処理要領というものが自治省の方から出されました。そういった中で、各自治体においては、昭和51年のあたりから印鑑登録条例といったものを設置してきております。そういう中で、印鑑登録証は自治体によって作成されるものという解釈の中で、49年に出されました登録証の自治省から出たものの中では、印鑑の登録または証明に対する手数料は、次に掲げる額を標準として徴収するものとする。49年に出たものの文面そのものですが、印鑑登録証にあつては、当時の金額で50円、印鑑登録証明書にあつては70円といった一つの基準が示される中で、各自治体の中できょう現在まで行われてきておるといふ解釈をとっております。

そして、さらにこの印鑑登録証明制度につきましては、地方自治法第2条3項に定められている市町村の事務に該当するというので、私ども解釈しております。

そして、大変申しわけないんですが、昭和28年のそちらの条文の方はちょっと読んでおりませんので、その内容については判断できかねます。以上です。

(挙手する者あり)

○委員長（吉田正輝君） 田中委員。

○委員（田中一成君） 最近議員が共同で購入しました最新版の地方自治法及びその解説がございまして、自治省関係からの昭和34年の通知、これは印鑑証明事務のうち、印鑑簿への登録及びその保管の事務のみを取り出して、特定の者のための事務とは言えない。印鑑証明手数料の額を定めるに当たって、登録に要する費用を考慮することは差し支えない。証明書を発行する際に、登録に要する費用、これを考慮に入れることは差し支えないと書いてあるんです。実例については、先ほども言いましたように、登録する事務のみについて手数料を徴収すべきではない。これは政府監修の地方自治法の解説書にそうやってきちっと明記してあるんですよ。そういうことに反するんですよ、これは。

だから、証明書を発行する際に、登録に要する費用を考慮に入れることは差し支えないけれども、ただ単に登録するに当たっては、特定の者のためにする事務ではないので、手数料を徴収すべきものではないというふうに、現在発行されている地方自治法とその解説本の中にきちっと明記してあるんですよ。

ですから、ほかの自治体は、このことをきちんと把握もせずにやっているにすぎないのであって、ほかの自治体がやっているからということでは説明がつかないと思うんですが、そういう意味では、私自身は何の法的根拠もなければ、法的な精神に反する条例だと言わざるを得ないんです。いかがでしょうか。

○委員長（吉田正輝君） 生活課長。

○生活課長（村田貞俊君） そういった部分もある中で、質疑応答集の中で印鑑登録証の手数料という

事項がございます。この印鑑登録証の交付手数料は何を基準として定めていったらよいかという質疑の中で、印鑑登録証の交付については、各種証明の手数料とは違っています。そういった中で、印鑑登録証というものは、その作成の実費に相当する金額とすることが適当であるという一つの考え方が示されております。こういった中で、今回この金額を定めさせていただいておるところでございます。

(挙手する者あり)

○委員長(吉田正輝君) 田中委員。

○委員(田中一成君) ですから、印鑑証明を発行する際には、それに係る費用だけではなく、登録に要する費用をその考慮の中に入れることは差し支えないけれども、ただ単に登録するに当たっては徴収すべきものではないとされているんですよ。ですから、今印鑑登録証明書を発行するに当たっては、登録に要する費用を多分勘案していると思うんですが、それは一体幾らで、どういう試算で実費費用として計算しているのか、そのことも説明してほしいんですけど。今課長の言われたのは、証明書の発行については今言われたとおりなのかもわかりませんが、ただ単に登録に要するものについては特定の者のためにする事務ではないので、徴収すべきものではないとうたわれているんですよ。

証明書の発行じゃないですよ。ただ単に登録するに当たっては徴収すべきものではないとうたわれているんですが、証明書を発行する発行手数料は幾らで、その発行手数料の原価といいますか、証明に要する費用というのはこの登録に要する費用も勘案して多分やられていると思うんですけど、どういう積算でやられているかわかりますか。

○委員長(吉田正輝君) 生活課長。

○生活課長(村田貞俊君) まず、先ほど言いましたように、印鑑登録証の交付についての考え方としては、手帳というものがああります。それに係る費用ですね。それだけを単純に冊数で割った金額が170円と。そういった形の中で実費に相当する部分です。そういった部分でとらえております。

そして、今言われましたように、ちょっと私よくわからなかったんですけど、印鑑登録証明書というのはまた別のとらえ方、市町村条例の中で定めるところによって徴収してまいるわけですけども、これについては例えば住民票とか戸籍謄本、そういったものとの均衡というか、そういったものをとらえる形の中で交付手数料というものを定めていっておりますので、登録証と証明書というのは、ある意味全く別のものというとらえ方、そして大口町の手数料条例第2条に規定しております特定の事務、そういったものにおいては、それによって利益を得てくるという場合は手数料を徴収することが可能であると、手数料条例の中にそういったことがうたっております。そういったもの等を考える中で、今回、そういう考えを上げさせていただいておりますし、さらには先ほど言われましたように、印鑑登録証明書というのは一般的に何に利用をされるかといいますと、法令に従ったものといいます

と不動産登記、さらには公正証書等の作成といった部分ですね。さらには国民の権利・義務の発生してくる場合に印鑑証明書、そしてその印鑑証明書のもととなる印鑑登録証というものがあると考えております。ただ先ほど言われました地方自治法の最新版については、もう一度目を通してみたいと思います。

(挙手する者あり)

○委員長(吉田正輝君) 田中委員。

○委員(田中一成君) ですから、現在でも解説に通知とか実例ということで、地方自治法にちゃんと掲載されているんです、重要なものとして。そこには、印鑑証明事務のうち、印鑑簿への登録及びその保管、その事務のみを取り出して手数料を徴収するのではなくて、印鑑証明手数料の額を定めるに当たっては、登録に要する費用を考慮することは差し支えないと、こう言っているわけです。ですから、多分印鑑証明を発行する際の手数は、登録する費用、ただ単に登録し、及び保管をする、その費用を勘案して既に取っていると私は思っております。配慮することは差し支えないと言われていいますから。それをさらに、ただ単に登録する事務のみについて手数料を徴収するということは、この地方自治法227条の手数をうたった項目に反する内容だというふうには、幾ら勉強しても理解できないんです。

○委員長(吉田正輝君) 総務部長。

○政策調整室長兼総務部長(森 進君) 昭和34年の通知ですが、確かに田中委員さんが言われるように、単に印鑑簿に印鑑を登録して、それを保管する事務のみを取り出して、一個人の要求に基づき、主としてその者の利益のために行う事務と解することはできませんよ。だから、地方自治法でいう227条1項による印鑑登録手数料を徴することはできません。これについては、田中委員さんが言ってみるとおりでございます。

ただ、今回の条例改正は、単に印鑑を登録する事務だけではなくて、印鑑を登録したという登録証を交付するんです。その手数料としていただくというものなんです。単に登録するという事務だけではなくて、それを登録したという登録証を交付するための手数料ということなんです。そのあたりがちょっと解釈が違うと思います。

(挙手する者あり)

○委員長(吉田正輝君) 田中委員。

○委員(田中一成君) 登録証は以前発行してなかったんですね。いつから登録証を発行するようになったか、ちょっと記憶にないですが、登録証を発行するというのは住民から要求があってやったんじゃないです。役場の方が勝手にやったんですよ。登録証を発行することの利便性はあるんですね。交付手続の簡便さ、窓口でのトラブルの防止、不祥事の防止、そういう点で利点があるというふうに言われているようでありますけれども、しかし、それは役場の事務の効率化とか利便性とか、そうした

面で役場がやったことであって、住民の皆さんの要求に基づいてやったことではないんですね、それは。役場の事務の効率化や簡便さ、トラブルの防止、そういう利点があると思われて、こういうものを発行するに至ったにすぎないのではないですか。その費用がかかるからといって徴収するのであれば、当初からその考え方で徴収額を設定、提案をされるべきものだったんじゃないでしょうか。何で今さらそれが不足だと、取るんだというようなことで考え方を変更されるのか、その辺りは住民の皆さんの理解は得がたいものだというふうに思います。

そういう意味で、この「自治用語辞典」などによりますと、印鑑証明事務の処理方法、つまりこういうもので手数料を取るというようなことについては、住民の代表機関たる議会の意思に基づいて条例で規定するのが適当であると解されるということですから、議会にかけられたんだろうと思います。いずれにしても手帳は住民側から求めたものではないです。事務の効率化などによって役場が一方的に、住民の意を聞いた上ではなくやったことにすぎないんじゃないですか。それをもって、住民に対して印鑑手帳170円プラスアルファ分をもらうというのは、いかがなものでしょうか。

○委員長（吉田正輝君） 総務部長。

○政策調整室長兼総務部長（森 進君） 印鑑登録証が導入されてきた経緯というのは、ちょっとその場におらなかったものですから、田中委員さんが言われるような面というのは確かにあったんじゃないかということが想像はつきます。しかし、そのときに想定がつかなかった事態が、今この状況の中に来てあるわけです。そういうことを含めて、確かに登録証の制度を導入することによって、役場の窓口での事務の合理化というのは、時間を短縮し云々ということは確かに可能になって、私どもの事務も、あるいは住民の皆さんの待ち時間も少なくするというような部分で効果はあった。ただ、そのときに想定ができなかったような事態が、今この時期に来て起こってきておる。それに対応するために、登録証の交付について有料化をするというものであります。

（挙手する者あり）

○委員長（吉田正輝君） 田中委員。

○委員（田中一成君） だから、印鑑登録に要する費用を、証明書を発行する際の費用の中に考慮することは差し支えないと。ただ単に登録することについての手数料を徴収することはできないと、こういうふううたっているんですよ。物すごくわかりやすいんですよ。ですから、証明手数料の中には、現に登録に要する費用等も配慮されていて当然なんです。ですから、その内訳、積算根拠等はどうだったのかということも御説明いただきたいと言っているんです。

○委員長（吉田正輝君） 生活課長。

○生活課長（村田貞俊君） 御質問の意図としては、自分なりに解釈できる部分はございますけれども、今回、先ほども申し上げましたように、印鑑登録証の交付に対しての手数料という物の考え方のQ&Aの中には、作成の実費に相当してくる額とすることが適当であると。そういった考え方の中で、登

録証の作成、先ほど言われました保管、さらにはそれを維持管理していくための事務に係る費用、そういう部分の積算は出ておりませんが、それとは全く別の考え方の中で今回上げさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思います。

(挙手する者あり)

○委員長(吉田正輝君) 田中委員。

○委員(田中一成君) ですから、その印鑑証明を発行する際の手数料の積算根拠はどうだったのか、今その中に含まれているんじゃないかと私は言っているんです。だから、その内訳が説明できないようでは、考え方として、この印鑑証明手数料の価格を決めた際には、登録に要する費用も含まれていたとすれば二重取りになるわけですから、それは明確にしてもらわないとだめだと思うんですよ。

原則的に、物の考え方としては、登録に要する費用そのものを取って手数料を徴収することはだめだと。徴収すべきものではない。印鑑証明を発行する際に登録に要する費用を考慮することは差し支えないと、このように明確にうたっているわけですから、もし印鑑手帳を発行する費用がかかっているんだというのなら、印鑑登録証明書を発行する手数料の中にそれらを考慮してやるのが原則であって、登録に要する費用として取るというのは、この法の精神に沿ってないです。だから、証明書発行手数料の中の積算根拠を説明してもらわないと、価格を決めた際、印鑑登録に要する費用が入っているとすれば、これは二重取りになっちゃいますよ。

○委員長(吉田正輝君) ちょっとここで暫時休憩します。

(午前10時00分)

○委員長(吉田正輝君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前10時03分)

○委員長(吉田正輝君) 生活課長。

○生活課長(村田貞俊君) 先ほど最初にお話しさせていただきましたように、昭和49年に印鑑登録に係る部分の事務的指針、自治省から出ております。その中で「印鑑の登録または証明に関する手数料は」という表現の仕方がされております。その中で、御質問にありますように、印鑑登録証明書交付に当たっての費用の中には印鑑登録証は別のものであるということで、入っていないという解釈で、きょう現在まで印鑑証明書の交付はされてきました。そこへ、今回、印鑑登録証に係る実費相当分についての考え方の中で上げております。以上です。

(挙手する者あり)

○委員長(吉田正輝君) 田中委員。

○委員(田中一成君) 実費は170円だけでも200円にするんだという説明でありますから、実費相当

分プラスアルファしているんですね。これ自体が大体けしからん考え方ですが、原則的には、自治省の解説本か何か知りませんが、地方自治法とそれに伴う事例や通知として、ただ単に登録及びその保管の事務のみを取り出して手数料の額を定めることはいかんと。登録に要する費用は、印鑑証明の手数料の額を定めるに当たって考慮することは差し支えないと、こう言っておるんでしょ。これが中心でなければならないですよ。国だって、いろんな解釈をして受益者負担だ、受益者負担だといって、法の精神をねじ曲げながら、住民や国民に負担を押しつけることは一生懸命昔からやっておるんです。我々は、そういうのを防がなければならない立場にあります。ですから、地方自治法227条の手数料については、印鑑簿への登録及びその保管の事務のみを取り出して、手数料を徴収すべきものではないという事例として、地方自治法に厳としてうたわれている。これが尊重されるべきであって、それらについてはいかがわしい解釈をしたものとしか言いようがない、これは。

あなた方も地方自治法をちゃんと勉強して、その事例や通知や、そういうものを尊重することが第一だと思われるでしょう。それ以外の解釈が正当だというようなことだったら、何のための地方自治法ですか。だから、他の自治体がやっていることは間違っているんですよ。もし取りたいんなら、印鑑証明を発行する際の手数料の中にこれを考慮することは差し支えないと言っておるんですから、その中に入れるべきであって、ただ単に登録することのみを対象にして手数料を徴収すべきものではないと、こうやって事例で自治省が言っている。このことが最も尊重されるべきものです。それ以外の解説本は私はまやかしだと言わざるを得ないですよ。

今、印鑑証明手数料は幾らで、その積算をしたときの内容というのはどういうものだったんですか。

○委員長（吉田正輝君） 総務部長。

○政策調整室長兼総務部長（森 進君） 先ほどからもお話をしておりますが、非常に法文の解釈というのは難しいところがありまして、先ほど田中委員さんが言われました考え方、34年の通知というのは、先ほども言いましたように、そのとおりの記載がさせていただきます。

今回、条例の改正をお願いしたのは、単に印鑑の登録をするという事務についての手数料をいただくという話ではなくて、印鑑登録をされたという登録証の交付について有料にするものです。今までは、印鑑登録証の交付については無料でありました。これは当時、どういう経過があつて無料で印鑑登録証の交付をしてきたかということは、今この場で詳細に当時の経過を含めてお話ができませんけれども、説明のありましたように、私ども窓口の事務の簡素化、あるいは時間の短縮、そういうものに効力があつたということは想像がつかます。しかし、そのときに想定ができなかったような印鑑登録証の使用の仕方、そういうものがあつて、今この時代にこういう事態に対応しようと思うと、やはり印鑑登録証の交付については有料化をしていくべきだということで、今回条例の改正をお願いしたもので、今の手数料に係る金額を印鑑証明書の交付にオンをさせてということになりますと、印鑑登録をされた証明書が個々によって発行の状況がすべて違います。そういう中で、私どもが積算す

るときに、今現在の印鑑証明書の交付手数料の中に登録証に係る経費を上乗せをするということは非常に難しい。ですから、印鑑登録証の交付について、別途今回有料化でお願いをするというものであります。

(挙手する者あり)

○委員長(吉田正輝君) 田中委員。

○委員(田中一成君) 実費に相当するものと言いながら、170円が実費であるのに、30円上乗せして200円というふうに定めてあるのは、考え方が受益者負担の原則に基づく云々かんぬんということで、実費以上のものを住民負担させようとするものじゃないですか。その考え方はどこから出てくるんですか。

○委員長(吉田正輝君) 総務部長。

○政策調整室長兼総務部長(森 進君) これに限りませんが、すべて手数料の基準につきましては、今お話がありましたように実費に相当する額というのが適正な額だということで、解説等が出ております。ですから、質疑の中でお答えしたように、おおむね170円何がしの登録証の交付について経費がかかっておるといってお話をしましたんですけども、実費相当というのは非常にとらえ方が難しいというふうに思います。ということは、実際、そこにかかります、要するに大口町としてオールで費用負担をしておる部分というのは、細かい積算の中には入っていないわけですね。ですから、実際、生活課の窓口で印鑑登録証を一つつくって、それを交付するのに、生活課の中で把握できる部分での実費というものをベースに相当額というような判断をするということもありますし、今も言いましたようなそれに伴います事務的な経費も含めて考える場合もあります。今回は、実費相当として、単に印鑑登録証を1冊つくるのに幾らという経費だけではなくて、それに係ります事務的な経費をオンさせて200円ということをお願いをするというものです。

(挙手する者あり)

○委員長(吉田正輝君) 田中委員。

○委員(田中一成君) 住民は税金を納めているんですよ。役場の職員の皆さんの働いている人件費分や、そういうものをさまざまな手数料の上に勘案をするなんていう考え方は、極めて不穏当な物の考え方です。印鑑登録やその証明をするというようなことは、自治体の基礎的な、基本的な仕事の一部であって、税を納めている皆さんに対して、その実費以上のものを、人件費もかかっているからというようなことで上乗せをするような物を考え方をしたら、何のために税金を納めて、基本的な人権が保障されるべきなのに、実費以上のものを上乗せをしなければサービスは受けられませんよというような物の考え方はおかしいんじゃないですか。

○委員長(吉田正輝君) 総務部長。

○政策調整室長兼総務部長(森 進君) そこまで話を拡大してお話をしておるつもりもありません

けれども、今回の実費相当額として200円の額の条例改正をお願いしたという中身については、今お話をしたとおりであります。

(挙手する者あり)

○委員長(吉田正輝君) 田中委員。

○委員(田中一成君) 役場が勝手に登録証を発行するということを決めたにすぎない経過があります。住民から登録証を発行してくれというようなことはなかったわけでありまして。そういう意味で、印鑑登録をする、あるいは保管をする、そういう事務については、手数料を徴収すべきではないという基本原則にのっとり物を考えるべきであって、とてもこの条例について賛成することは、私は法の精神に沿わないというふうに思います。ぜひ撤回をしていただきたい。

○委員長(吉田正輝君) 総務部長。

○政策調整室長兼総務部長(森 進君) 何度もお話をしますが、印鑑登録証の交付については、双方に利便性を享受することができたというふうに思っております。そういう中で、印鑑登録証の交付について、くどいようですけれども、その当時、想定ができなかった使用の形態が出てきたと。それに対して実費相当額を徴収させていただくというものでありますので、よろしく願います。

(挙手する者あり)

○委員長(吉田正輝君) 田中委員。

○委員(田中一成君) 最後であります、住民にも利益があったけれども、役場にも利益があったというのであれば、せめて半々に負担すべきじゃないですか。それを170円の実費がかかっているけれども、それにプラスアルファ30円もするなどといって、一方的に住民に負担を強いるのは言語道断ですよ。

○委員長(吉田正輝君) ほかの方の意見を聞きたいと思いますが。

(挙手する者あり)

○委員長(吉田正輝君) 酒井委員。

○委員(酒井久和君) ちょっと私、先ほど部長さんのお話の中で聞き漏らしたか、聞き違いかもしれませんが、ちょっと教えていただきたいと思います。再確認をいたします。

この印鑑の新規に登録するときは無料、そしてその登録した証明書を発行する、すなわち印鑑証明ですけれども、それを発行するときは、現在は100円でよかったですか。それを200円にするということなんですか。

○委員長(吉田正輝君) 生活課長。

○生活課長(村田貞俊君) 現在の状況は、印鑑証明書をとりますと200円です。初めて印鑑登録をする方が登録証をいただくときは無料です。今回、条例として上げさせていただいたのは、その印鑑を登録して登録証をもらう、それに対する実費に考えられる金額を条例で上げております。ですので、

証明書は従来から200円ということでしたらいただいております。

(挙手する者あり)

○委員長(吉田正輝君) 酒井委員。

○委員(酒井久和君) そうすると、この条例をつくるだけのことであって、現在の作業も我々は証明書を手に入れるときは200円払っておるわけですか。そして、今度は条例ではっきりそれを決めたと。

○委員長(吉田正輝君) 生活課長。

○生活課長(村田貞俊君) 一般に言います書類に添付する印鑑証明書につきましては、従来、手数料条例の中で定められております。その金額が200円です。その証明書をとるためには、先ほど来話があります印鑑登録証を持ってきていただければ印鑑証明書を発行できますので、その印鑑登録証については条例には定めておりませんでしたので、今回、それに対する費用を条例で定めて、住民の方に御負担をいただくという内容です。

(挙手する者あり)

○委員長(吉田正輝君) 酒井委員。

○委員(酒井久和君) どうも私、頭がちょっとぼけておるかしらん、よくわからないので。

○委員長(吉田正輝君) 総務部長。

○政策調整室長兼総務部長(森 進君) 役場の生活課の窓口へ印鑑登録をしに来ていただきますと、持ってきた印鑑を登録してもらえますけれども、あなたは印鑑登録をされましたよというあかしとして、青い手帳の交付、あれが印鑑登録証です。あの印鑑登録証の交付は今までは無料です。ところが、今回条例改正をお願いしたのは、その印鑑登録証を交付するのに200円をいただきますよと。その印鑑登録証を持ってきてもらって、印鑑証明書の交付は今までも200円の手数料はいただきますよというものです。

○委員(酒井久和君) わかりました。何度も利用させていただいておりますが、再度確認させていただきました。

○委員長(吉田正輝君) ということは、それが今までは無料だったけど、今度からは200円ということかね。それが、実費が170円だけ200円もらうということかね。

生活課長。

○生活課長(村田貞俊君) 今回170円という金額を算出させていただきました根拠は、実は今年度手帳を2,200冊つくりました。手帳というものについては、冊数が多ければ1冊当たりの単価は安くなってきますし、18年度大口町で1,035件ほど手帳が出ていっておるんですけれども、そういった中で、今回出させていただいた金額というのは、ことしの5月にかかった実費云々の中での積算をさせていただいたんですけど、そういった部分で若干、もっともっとたくさん発注できればもっと安くなりますし、逆に2,200冊つくったものを2,000冊に落とせば1冊当たりの単価が上がってくるという中で、

一つの目安としての単価を上げさせていただきました。

○委員長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

会議の途中ですが、10時半まで休憩をとります。

（午前10時20分）

○委員長（吉田正輝君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前10時30分）

○委員長（吉田正輝君） 何かございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（吉田正輝君） 宇野委員。

○委員（宇野昌康君） 私も全く不勉強で、今、田中さんのいろんな執行部とのやりとりで、初めてこれは大変だなあということを感じたわけですが、先ほどの課長の答弁の中に、ちょっとあいまいさがあらへんかなと思うが、例えば170円から200円にする。それは単純に考えると値上げしか考えられんわけだが、手帳を二千何百冊つくって、それを大口町は少ないからそういうものを踏まえながらの30円の値上げで200円ということだったが、そういうふうな解釈でよろしいですか。

○委員長（吉田正輝君） 生活課長。

○生活課長（村田貞俊君） 先ほど来説明させていただきましたのは、今回実際に買った部分だけでございますけれども、それに係る事務手続、この部分の説明は入っていない形になっておりますけれども、印鑑手帳の交付には、当然印鑑の読み取り機、さらにはそれに対する登録原票、そしていろんな事務的な部分も入ってきておりますけれども、その部分の説明ができておらないというのが実情です。

（挙手する者あり）

○委員長（吉田正輝君） 宇野委員。

○委員（宇野昌康君） いろいろと事務手続、いろんなものは当然わかるわけでございますが、それらの職員のということは当然給料制でやっておりますので、何らそこにひっかかるわけではないと思います。

そうすると、値上げではなく、そういう体制の中でと理解すれば間違いない、それでいいですか。

○委員長（吉田正輝君） 生活課長。

○生活課長（村田貞俊君） そういう解釈で、事務手続の部分は先ほど言いました、例えば読み取り機械一つにしてもそうですし、実際それを控えていく登録原票一つをとってもそうです。そういった部分が当然必要になっておりますので、そういった中でのとらえ方をしております。

（挙手する者あり）

○委員長（吉田正輝君） 宇野委員。

○委員（宇野昌康君） 田中委員の勉強熱心さにも本当に感服しておりますけれども、実際のところを考えるとそれが妥当だと思っておりますが、条例改正云々をやるというときには、もうちょっとははっきりと、我々全く無知な者もおりますので、はっきりとわかるように説明をしながら理解を求めてやっていただきたい。条例改正というものは、これからずっと続くわけでございますので、私も町民に理解が得られますかという答弁を聞いたことがあります、とにかく町民に理解を得られるようにやっていただかないかと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（吉田正輝君） 倉知委員。

○委員（倉知敏美君） 私も大変不勉強で、よく理解できないんですが、これは実際の経費が170円かかっていると本会議でお聞きしましたが、170円なら法律に違反しておらんというわけですか、実費だけなら。プラスアルファして200円にすると違反というか、法律に合わないという考えでよろしいですか。

○委員長（吉田正輝君） 生活課長。

○生活課長（村田貞俊君） 自治省の振興課から出ておる中の一つの見解として、ちょっと読み上げさせていただきますけれども、印鑑登録証の交付は、登録から証明に至る一連の手続のうちの一つの過程であると。そういった中で、会議の中で説明させていただいた部分は、買った部分だけなんですけれども、そういった事務的部分も当然入ってきますので、登録証交付事務のみを切り離して取り上げるという中には当然そういった部分も入ってくるということで解釈をいたしています。

○委員長（吉田正輝君） 総務部長。

○政策調整室長兼総務部長（森 進君） 倉知委員さんからの御質問ですけれども、今生活課長がお話をしましたように、私どもが発行しております印鑑手帳の実費が170円、割り戻すとそういうことですが、要するに手数料の考え方は、印鑑手帳の作成に係る経費だけならオーケーで、それに伴う事務的な経費を含んだらだめですよという言い方はないですよ。要は実費相当額という言い方ですので、その実費相当額をどういうふうに解釈、理解、定義するかということなんです。それで、田中委員さんが言ってみえるのは、職員の人件費等も含んでということになると、職員は給料をもらって、税金も納めておるといような話ですけども、そういうものではなくて、今生活課長が説明をしたように、印鑑登録そのものをするに係る事務、登録証の交付に係る事務にかかる経費、そういうものを印鑑手帳1冊170円、割り戻すと170円にそういう事務費的なものを含んで、要するに200円というような条例改正をお願いしたというもので、この200円の設定の仕方が法律違反だということではないんです。ただ、見解の違いというのがあるんですけれども。

(挙手する者あり)

○委員長(吉田正輝君) 田中委員。

○委員(田中一成君) 一言言っておきますが、例えば国民健康保険証の再交付、これは特定の者のためにする事務ではないから、手数料を徴収すべきではないと。それと同じ考え方なんです、印鑑登録そのものの事務については、国民健康保険証をつくるのに実費がかかりますよね。その実費相当分を保険証を発行する際に取らないのは、それは特定の者のためにする事務ではないから、地方自治法227条の手数料に該当はしないと、こういうふうに言っているのと同じなんですよ、印鑑登録そのものの事務は、特定の者のためにする事務ではないというのが地方自治法で言われている解説です。

○委員長(吉田正輝君) 総務部長。

○政策調整室長兼総務部長(森 進君) 今も言われましたように、それがくどいようですが34年の話です。ですから、今回は印鑑を登録簿に登録する、それが特定の人にする業務ではないよということですが、それに係る経費をいただくというものではないんです。印鑑手帳を交付するのに係る経費をいただくということです。

(挙手する者あり)

○委員長(吉田正輝君) 田中委員。

○委員(田中一成君) そうすると、その印鑑手帳を交付するに至った経過は、住民にも利益があるけれども、役場の事務の効率化にも利益があると言われたでしょう、さっき部長は、だとしたら、半々ぐらいの物の考え方をして、百歩譲っても、それを証明書を発行する際の手数料の中に考慮することは差し支えないと言っているんですから、証明書の発行手数料200円の中にそれらが私は勘案をされているというふうに理解するのは当然だと思うんですよ。

○委員長(吉田正輝君) 総務部長。

○政策調整室長兼総務部長(森 進君) 実際に印鑑手帳を持ってきて、印鑑証明書を交付するというのを考えれば、登録に係る経費と証明書を発行する経費というのは別です。ですから、今回印鑑登録証の交付について、当時、登録証制度が導入された時点には想定ができなかったような登録証の使用形態がありまして、そういうものに対応するには、今回提案をさせていただいたように200円の交付に係る手数料をいただくということでございます。

○委員長(吉田正輝君) いろいろと御意見が出ましたが、この辺で出尽くしたようですので、採決をとらせていただきます。

議案第63号に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○委員長(吉田正輝君) 賛成多数で、議案第63号 大口町手数料条例の一部改正については、可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第71号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第4号）の質疑に入りますが、これは歳入歳出一括して質疑に入ります。

（挙手する者あり）

○委員長（吉田正輝君） 柘植委員。

○副委員長（柘植 満君） 21ページですけれども、西小学校の特別支援学級の増設工事費ということで御説明をいただきました。もちろんこれは洋式の温暖つきトイレとかで、障害のある子供さんが車いすで生活できるような感じの改修だとは思いますが、そのところをもう少し詳しくと、それからほかの学校ではこういった子供さんたちは、今のところ予定はないのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

そして、その下の大口中学校の校舎完成式開催委託料、これが500万ということですが、この内容をお尋ねしたいと思います。どういうところに500万がかかっているのか、お尋ねしたいと思います。以上です。

○委員長（吉田正輝君） 学校教育課長。

○学校教育課長（江口利光君） まず西小学校の特別支援学級の増設工事でございますが、平成20年度に特別支援学級が1学級増設に伴うものでありまして、西小学校の1階に資料室がございますが、この部屋を改修するというものであります。

現在、西小学校におきましては、知的障害クラスと情緒障害クラス、それぞれ1学級ずつございますが、20年度に子供さんの数がふえるということで、1学級増設をする必要が出てまいりましたので、3学級にするという内容であります。

改修につきましては、ロッカーですとか掲示板、あるいは空調機、黒板、照明施設の増設、こういったものを予定いたしております。

それから完成式の関係でございますが、来年の2月には大口中学校が完成をするわけでありまして、このことに伴いまして、3月の末に完成式を予定いたしております。今のところ、テープカットに続きまして、生徒の皆さんによるアトラクション等を予定いたしているところでありますが、この予算の内容につきましては、案内状の発送ですとか会場の設営費、それからステージの設営費、音響設備等、こういったものを委託してまいりたいというふうに考えておりまして、それを計上させていただいております。よろしく申し上げます。

他の学校につきましては、増設の予定はございません。

（挙手する者あり）

○委員長（吉田正輝君） 柘植委員。

○副委員長（柘植 満君） ほかの学校では、そういった障害のある子供さんは入られる予定はないということになるのでしょうか。

○委員長（吉田正輝君） 学校教育課長。

○学校教育課長（江口利光君） 他の学校でも、新たに支援が必要な方がお見えではありますが、教室の増設をする必要まではないということでございます。

（挙手する者あり）

○委員長（吉田正輝君） 田中委員。

○委員（田中一成君） 21ページの消防施設費の中で、消火栓の設置追加ということで663万4,000円の補正が組まれておりますけれども、私が心配しているのは、国道41号線沿いに上水道が未設置状態で放置をされていて、ここに開発がされてさまざまな事業所が進出をしてくていると。甚だ残念な状況だと思うんですが、上水道管が通っていないということは、消火栓も設置できないということで、防災上も極めて遺憾な状況だと思うんですが、この国道41号線沿いの上水道の未整備というのは、どういう地域が未整備になっているのかということと、この辺についての今後の対応や考え方をお聞きしておきたいと思います。

それから、北部中学校の耐震調査委託料315万円計上されておりますが、通学区域についての地域への説明会等も終わってきていると思うんですが、住民の皆さんの御理解が得られれば、北小学校に転用していきたいという考え方が示されているところでもありますけれども、この北小への転用の説明会における住民の反応というのはどんなふうだったのでしょうか。

○委員長（吉田正輝君） 行政課長。

○行政課長（近藤孝文君） 田中委員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、消火栓の設置の予算を上げさせていただいたのは、本年の9月議会において一般質問をいただきました。その内容を精査して町内全域を見直しましたところ、水道管が必要な地区、水道管を引かなければならないという地区が3地区、それから消火栓を設置しなければならないという地区が9地区ございました。これにつきましては、半径120メートルの円をかきまして、その円に接する正方形、1辺が170メートルになるかと思っておりますけど、町内全域に170メートルのますをつくりまして、その中に消火栓、もしくはこのような防火水槽の水利があるかというようなことを基準に現在計画しております。たまたま指摘がありました地区が3地区ありまして、今回、豊田一丁目地内で下水道工事が施行されるに伴いまして、補正予算をお認めしていただければ工事をするわけでございます。

それから上水道がない地区につきましては、1地区、今の計画では持っております。場所といたしまして外坪五丁目地内、図面上でいくとパロマの北側に当たります三角地内のところになるかと思っておりますけど、そこに家具メーカーが進出計画を持ってみえます。お名前は伏せますけど、家具メーカーが進出計画を持ってみえますので、進出の折に防火水槽を設置していただけないかどうかということをお協議させていただきたく予定しております。

それから、ほかの9地区、水道管は埋設されておるけど消火栓がない地区が9地区あると申しまし

たけど、その9地区につきましては、年次計画を立てまして、平成20年度以降設置していく計画を持っておりまして、よろしくお願いいたします。

○委員長（吉田正輝君） 教育長。

○教育長（井上辰博君） 北小学校の北部中学校への移転ということで、通学区域の懇談会というのを開かせていただきました。平成15年にもこの話は実は地区懇の中でしてあるわけでございますが、通学区域審議会の方からは住民のコンセンサスを十分に得て進めなければならないと、こんな宿題ももらっておりまして、今回、住民のコンセンサスを得るとということで、北小学校区の5地区で5日間にわたって開かせていただきました。区長さんや当該地区の議員の皆さん、夜間でございましたが、大変お力添えを得まして、住民のコンセンサスは得られたというような解釈をしております。

北小学校の現状、そして57年以降につくられました北部中学校の耐震、これは耐震をする必要はないというような状況でございまして、この辺の事情も十分御理解がいただけたのではないかと。ただ、通学の安全だとか、こういう問題についてのお話はいろいろ出てまいりましたので、今後これらに対応しながらやっていけばいいんじゃないかということで、今後これを進めさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

なお、北部中学校の耐震につきましては、新しくこれを転用していく、建て増しをしながら転用していく場合にやっておかなければいけないということになっておりまして、その耐震用の検査の予算ということでございますので、よろしくお願いいたしますと思います。以上です。

（挙手する者あり）

○委員長（吉田正輝君） 田中委員。

○委員（田中一成君） 国道41号線沿いに上水道管の未整備地域が残されたままで放置されていると。

これは非常に遺憾な状況です。これでは、火事が起きたときの消火栓も設置ができないという状況です。防災上も問題がありますので、そのことについての対応や考え方もお伺いをしましたので、御説明がいただきたい。

それから今教育長から御答弁がありました、住民の皆さんとのコンセンサスは深まってきているということで、大変結構なことだと思いますけれども、それにつけても、今御説明がありましたように、いわゆる通学における交通安全対策がやられなければならないわけです。今度の中学校建設のように、教育委員会任せではできない。これは町長部局の方でよく状況を察知しながら、例えば県道に歩道橋を設置するというようなことは半年や1年でできる仕事ではありませんので、そこら辺はよく町長部局の方で気をつけて、歩道橋なりの設置については今から準備を整えて、働きかけるべきところにはきちんと働きかけていただくべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（吉田正輝君） 総務部長。

○政策調整室長兼総務部長（森 進君） 国道41号沿線の上水道管の設置未整備というんですか、そ

のことですけれども、41号線沿いの商売をやってみえるところ、あるいは倉庫、そういうようなものについては消防法で規定をされた消防施設が基本的に設置をされて、施設整備がされてきておるということで、先ほど行政課長がお話をしましたように、特に民家、住み家を中心にした全町的な未整備区域については、順次計画を持って、消防水利の設置を進めていくということでありまして、特に41号線に限ってということについては、上水部局と未整備についての意見交換なり対応なりについての協議の経過はございませんが、今言ったように大きな倉庫、あるいは商売、不特定多数の人が出入りされるような商売をやってみえるようなところは別途消防法による基準等がございまして、そういう形で施設整備がされておるというふうに理解しております。それで万全かといいますと、やはり公設の消防水利等の設置が好ましいということは重々理解をしておりますので、何かの機会に、単独で消火栓、あるいは防火水槽の設置のためだけに上水を敷設していくということは非常に高額なお金がかかる話ですので、それだけ単独での考え方というのは今のところは持っておりません。

○委員長（吉田正輝君） 教育部長。

○教育部長（鈴木宗幸君） 田中委員さんから御質問を受けました通学路の関係でございまして、過日の地区懇でもお話が出てまいりました。そして、北小学校が北中に今度変わることによって通学路が変わってくる方もございまして、そんな関係もございまして、通学路につきましては学校と、そしてまたPTAの方と御相談をいただいて決定をいただくわけでございますので、これにつきましても要望等をお聞きしながら、そしてまた町長部局の建設部ともお話をしながら、また先ほどお話がございましたように、歩道橋とか信号につきましては公安委員会もございまして、開校に向けましても2年間という話がございますが、長いようで短うございます。それにつきましても、その関係者すべてが協力し合って、また教育委員会から町長部局へ言いながら、また公安委員会も通しながらということで進めてまいりたいと思いますので、委員の皆様におかれましても御協力いただきたいと存じます。御支援もいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

（挙手する者あり）

○委員長（吉田正輝君） 酒井委員。

○委員（酒井久和君） 21ページでお願いいたします。

特別委員会では本当はいろいろとお願いするのが、あるいはお聞きするのが本意かもしれませんが、大体学校の方も完成が間近になっておりますので、ここでちょっと教えていただきたいと思います。

大口中学校建設工事追加で1,500万何がしが計上されております。前回、何度も委員会、あるいは全協においても説明を受けておりました赤い文字で表現されておりました部分については、次回に上程したいというふうに発表があったかと思っております。金額につきましては1,533万3,000円の覚えでございますが、これは既に工事が進捗して、最終的にも4月末に完成をするということになりますと、次年度予算では間に合わないんじゃないか、それをどうされるつもりか、こういうことをちょっとお聞

きしたいと思います。

それからもう一つは、その節にもいろいろと意見が出たと思います。芝の問題とかバックネットの増設だとか、そういうものはどの時点で予算計上をされるのか。

それからもう一つは、ここの予算の1,500万何がしの中に含まれております水路の盛りかえ工事593万1,000円があると思いますが、これについてはどんなふうになっているか。

それからもう一つ、図面を見てみますと、駐輪場が北側の入り口の近くにありますが、校門は北入り口、あるいは正門を生徒たちは今後使うようになるのか。それは何台ぐらいの駐輪場が確保されていたのか。そして、駐車場は総トータルで現在のところ何台計画されているか。

そしてまた、これだけ大きな工事につきまして、区長会は毎月開かれていると思いますけれども、区長会には随時報告されているかどうか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（吉田正輝君） 学校教育課長。

○学校教育課長（江口利光君） まず1,533万3,000円の件でございますが、この部分につきましては平成20年度に支払いが発生してまいります。今回、補正で上げさせていただいておりますのは1,579万7,000円でございます。この1,533万3,000円につきましては債務負担行為ということで、今回計上をさせていただいておりますので、全体の中で契約をしまいたいと考えております。

それからバックネット等についてでございますが、これらにつきましては今後住民の方々の御意見をお聞きしたいというようなことで、明日の学校づくり検討委員会から御意見をいただきながら、さらには町長部局の方へ御説明をさせていただき、皆様方の御理解がいただければ、さらに追加で補正を計上させていただきたいと考えております。

それから水路の盛りかえ工事でございますが、北側に東西に走る水路がございますが、直線部分での縦断が変更になっているということでございますので、この水路の布設がえ工事を行っていくというものでございます。

それから駐輪場、駐車場の数でございますが、駐輪場につきましては250台になっております。駐車場につきましては、今ちょっと調べておりますので、よろしく申し上げます。

それから区長会での説明はということでございますが、区長会の方へは特にこの中学校の件につきましてはお話はさせていただいていないわけでございますが、今後、必要があれば御説明をさせていただきたいと思っております。

駐車場につきましては、95台でございます。

（挙手する者あり）

○委員長（吉田正輝君） 酒井委員。

○委員（酒井久和君） 今回の水路のつけかえというか、もう一回やり直す工事だと思うんですけども、これの容量を大変心配しておりました。何度も申し上げたことがあるかと思いますが、幅が25センチ

で工事がなされております。過去の水路は40センチあるわけですね。それを25センチにした。そのために、ことしいろいろと田植えのときに問題が発生しておるわけですけれども、道のレベルも解消されたということをお聞きしておりますので、その辺のところは大丈夫かどうか、ちょっと心配をするものですから言うわけですが、南側は40センチ、そして北側は25センチ。そして25センチの水路に今までどおりの水量をフルで流すとオーバーフローをしたというのがことしの夏の現状でございます。それによって、途中でバイパスをつくって、下の方の水を確保されたということは聞いておりますが、どっちにしても幅が25センチのまま設計されるということちょっと心配じゃないかと、そんなふうに思います。

それから駐輪場の入り口は北側じゃないかと思いますが、その北側から入ってくるアクセス道路につきまして、いろいろと配慮をしていただけたということも聞いておりますが、私、これも何度も申し上げておりますが、体育館の北側のところの排水路についても、カルバートボックスにされたらいかがかと、こういうふうに提案をするわけでございます。

それからもう一つ、区長会の方につきましては、17年度は3回説明をされております。18年度につきましては起工式を含めて2回、区長会の方へ説明をされているというふうに記憶しておりますが、19年度に入ってさっぱり説明をしていないとなれば、やっぱり区長さんの方へも状況説明をされておいたらいかがかなと、そういうふうに思います。

○委員長（吉田正輝君） 課長補佐。

○学校教育課長補佐（渡邊俊次君） まず北側用水路のつけかえ工事につきましては、昨年度つけかえ工事を実施しました。それで、縦断勾配を現況の道路の高さに合わせろというような指示がありまして、そういった高さを設定しておりましたが、どうしても下流部で一部阻むというようなことで、御指摘のような状況に陥ったわけでございます。

それで、建設課の方とも協議をしながら、縦断の修正を今年度行っていきたいというように考えておりますが、できるだけ既存の側溝を使用していくために、できれば現在の断面でお願いしたいというように考えております。

○委員長（吉田正輝君） 学校教育課長。

○学校教育課長（江口利光君） 区長会の方への説明ということで、17年度並びに18年度、開催をさせていただいております。今年度につきましては御説明をさせていただいていないわけですが、今後、区長の皆様にも御説明をしていけるように進めてまいりたいと思っております。よろしく願います。

○委員長（吉田正輝君） 総務部長。

○政策調整室長兼総務部長（森 進君） 北側の排水路の関係で御質問があったかと思いますが、実は統合中学校の関連にはなるわけですけれども、今回の補正では款8の土木費、道路橋りょう費の中

で補正予算を計上させていただいておまして、今手元に資料ございませんので、よろしくお願ひします。

○委員長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（吉田正輝君） 酒井委員。

○委員（酒井久和君） 先ほど田中委員の方からも指摘がございましたが、北小学校移転につきましての地区懇談会については、教育長先生初め大変御苦勞をかけ、住民の皆さん方も大変關心を持って会場に足を運ばれたものと思うわけでございますが、私からも今の歩道、特に子供たちにとってはアクセスする歩道、これが今までと通学路ががらっと変わるわけでございますので、その辺のところを十分に調査していただきたいというふうに思うわけでございます。

当然、先ほど部長の方からも御案内がありましたとおり、途中の交通信号だとか、あるいは歩道橋の問題だとか、あるいはアクセス道路、あるいはそこの歩道の問題、そういうような意見が出たということをお記憶しております。学校を進められると同時に、そちらの方も進めていただくことが必要ではないかと思ひます。

○委員長（吉田正輝君） 学校教育課長。

○学校教育課長（江口利光君） 通学路の問題につきましては、懇談会の中でどの地区も質問として出てきた内容でございます。先ほど御回答をさせていただいておりますけれども、通学路につきましては学校、あるいはPTAと相談をしながら決めていかなきゃいけない問題でございます。当然信号機、あるいは横断歩道の設置につきましては、公安委員会等とも協議をしていかなきゃいけないことでございます。今後におきましては、建設課、あるいは行政課とも検討をさせていただく中で、よりよい通学路を決定していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（吉田正輝君） 総務部長。

○政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今、北側の水路についてちょっと資料を取り寄せましたので、その中でわかる範囲でお答えします。

現在、北側の排水路でございますが、ちょうど中学校の体育館より西に南北に入ってくる農道が一本ありますが、あそこから西側の断面につきましては、幅が1メートルで深さが80センチの組み立て水路になっておりますが、これを1.5・1.5のボックス、あるいは水路に改修をするものということで、改修の場所につきましては今言いました南北の農道のところから西です。以上です。

○委員長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（吉田正輝君） 質問もないようですので、議案第71号に賛成の方の挙手をお願ひいたします。

（賛成者挙手）

○委員長（吉田正輝君） 全員の賛成をもって、議案第71号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第4号）所管分については、可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第73号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（吉田正輝君） ないようですので、議案第73号に賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（吉田正輝君） 全員の賛成ですので、議案第73号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、可決すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会に付託を受けました4議案に対しては、すべて終了いたしました。

これをもって総務文教常任委員会を閉会いたします。

（午前11時15分 閉会）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

総務文教常任委員会

委員長

吉田正輝